

市川市成年後見人等報酬助成金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年被後見人等である高齢者、知的障害者及び精神障害者の経済的負担を軽減し、その福祉の増進を図るとともに、その者の死亡により報酬を受けることができないこととなる成年後見人等を支援するため、市川市成年後見人等報酬助成金（以下「助成金」という。）を支給することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年被後見人等 民法（明治29年法律第89号）第8条に規定する成年被後見人、同法第12条に規定する被保佐人又は同法第16条に規定する被補助人をいう。
- (2) 成年後見人等 民法第8条に規定する成年後見人、同法第12条に規定する保佐人又は同法第16条に規定する補助人をいう。
- (3) 施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設
 - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設
 - ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設
 - エ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護保険施設
 - オ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設
 - カ アからオまでに定めるもののほか、市長が適当と認める施設

(助成対象者)

第3条 助成金の支給対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、成年被後見人等である65歳以上の者、知的障害者又は精神障害者のうち、次に掲げる要件を満たす者(死亡した者を除く。以下「助成対象成年被後見人等」という。)及びその者が死亡した場合にあってはその者の成年被後見人等であった者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく記録をされている者

イ 本市が行う介護保険の被保険者である者

ウ 本市が知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)その他の法令の規定により援護を行う者

(2) 民法第7条に規定する後見開始の審判、同法第11条に規定する保佐開始の審判又は同法第15条第1項に規定する補助開始の審判により、家庭裁判所が配偶者又は4親等以内の親族以外の者を成年被後見人等として選任していること。

(3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 生活保護法の規定に基づく被保護者(第5条第2項第4号において「被保護者」という。)である者

イ 前号に規定する成年被後見人等に対し報酬を支払うことが困難であると市長が認める者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、成年被後見人等について民法第862条(同法第876条の5第2項又は第876条の10第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する報酬として家庭裁判所が定める額に相当する額(当該報酬について他の市区町村から助成を受けることができる場合にあつては、当該助成の額を控除した額)とする。ただし、別表の左欄に掲げる当該成年被後見人等が成年被後見人等としての事務を行った期間に応じ、助成対象成年被

後見人等が、施設に入所又は入院をしている期間（その月に施設に入所又は入院をしていない日がある場合は、その月を除く。）にあつては同表の中欄に、その他の期間にあつては同表の右欄に定める金額を上限とする。

（交付の申請）

第5条 規則第3条第1項の申請書は、市川市成年後見人等報酬助成金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 助成対象成年被後見人等が第3条第1号に該当する者であることを証する書類
- (2) 助成対象成年被後見人等の所得の状況を証する書類
- (3) 家庭裁判所が助成対象成年被後見人等の配偶者又は4親等以内の親族以外の者を成年後見人等として選任していることを証する書類
- (4) 助成対象成年被後見人等が被保護者である場合にあつては、被保護者であることを証する書類
- (5) 助成対象成年被後見人等の資産の状況並びに収入及び支出の状況を確認することができる書類
- (6) 助成対象成年被後見人等が施設に入所又は入院をしている日がある場合にあつては、その日を確認することができる書類
- (7) 助成対象成年被後見人等の成年後見人等が成年後見人等として行った事務の内容を記載した書類
- (8) 民法第862条に規定する成年後見人等の報酬として家庭裁判所が定める額を証する書類の写し
- (9) 民法第862条に規定する成年後見人等の報酬について他の市区町村から助成を受けることができる場合にあつては、当該助成の額を確認することができる書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、あらかじめ助成対象者から同意を得て、前項各号に掲げる書類の内容を公簿等で確認することができるときは、当該書類の提出を省略させる

ことができる。

4 第1項の申請書の提出期限は、成年後見人等について民法第862条に規定する報酬を家庭裁判所が定めた日の翌日から起算して2月を経過した日とする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

5 第1項の申請書は、規則第13条の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、市川市成年後見人等報酬助成金交付可否決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(助成金の交付)

第7条 市長は、助成金の交付を可とする旨の通知をしたときは、速やかに、助成金の交付を可とする旨の通知を受けた者が指定した金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。

(助成対象成年被後見人等の死亡後における助成金の支給)

第8条 市長は、助成対象成年被後見人等の成年後見人等であった者につき、助成対象成年被後見人等の死亡によりその者に助成金が支給されないこととなった場合において、その者の財産をもっては、民法第862条に規定する報酬(成年後見人等の任務が終了した日までの間に係るもので家庭裁判所による報酬の付与の審判がされたものに限る。)を支弁するのに不足すると認めるときは、当該助成対象成年被後見人等の成年後見人等であった者に対し、第4条に定める額の範囲内でその不足する額の助成金を支給する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(成年後見制度に係る市長の後見開始等審判請求の手續及び成年後見制度

利用支援助成金の支給に関する要綱の廃止)

- 2 成年後見制度に係る市長の後見開始等審判請求の手續及び成年後見制度利用支援助成金の支給に関する要綱（平成14年5月28日施行）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱は、平成26年4月1日以後に交付の申請のあった助成金について適用し、同日前に前項の規定による廃止前の成年後見制度に係る市長の後見開始等審判請求の手續及び成年後見制度利用支援助成金の支給に関する要綱の規定により交付の申請のあった成年後見制度利用支援助成金については、なお従前の例による。

（申請の期限の特例）

- 4 この要綱の施行の日において家庭裁判所が定めた日の翌日から起算して2月を経過している成年被後見人に係る民法第862条に規定する報酬について助成金の申請をしようとする者に対する第5条第4項の規定の適用については、同項中「成年後見人等について民法第862条に規定する報酬を家庭裁判所が定めた日から2月を経過した日」とあるのは、「平成26年6月2日」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年9月9日から施行する。

（助成対象成年被後見人等の死亡後における助成金の支給に係る申請書の提出期限の特例）

- 2 この要綱の施行の日の前日において改正後の第3条に規定する助成対象者に該当する者のうち、同条に規定する助成対象成年被後見人等の成年後見人等であった者に係る改正後の第5条第1項の申請書の提出期限は、同条第4項の規定にかかわらず、その者について民法（明治29年法律第89号）第862条（同法第876条の5第2項又は第876条の10第1項において準用する場合を含む。）に規定する報酬を家庭裁判所が定めた日の翌日から

起算して3月を経過した日とする。

(様式に関する経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、当分の間、必要な補正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月7日から施行する。

別表（第4条関係）

1月以下	18,000円	28,000円
1月を超え、2月以下	36,000円	56,000円
2月を超え、3月以下	54,000円	84,000円
3月を超え、4月以下	72,000円	112,000円
4月を超え、5月以下	90,000円	140,000円
5月を超え、6月以下	108,000円	168,000円
6月を超え、7月以下	126,000円	196,000円
7月を超え、8月以下	144,000円	224,000円
8月を超え、9月以下	162,000円	252,000円
9月を超え、10月以下	180,000円	280,000円
10月を超え、11月以下	198,000円	308,000円
11月を超え、12月以下	216,000円	336,000円
n月を超え、n+1月以下	18,000円にn+1 を乗じて得た額	28,000円にn+1 を乗じて得た額

様式第1号（第5条関係）

市川市成年後見人等報酬助成金交付申請書

年 月 日

市川市長

住 所
氏 名

市川市成年後見人等報酬助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、交付の決定があったときは、速やかに、下記7記載の口座に振り込むよう請求します。

記

- 1 成年被後見人等の氏名
 - 2 成年被後見人等の生年月日
 - 3 成年被後見人等の住所
 - 4 成年被後見人等の電話番号
 - 5 助成金申請額 円
- ※ 報酬について他の市区町村から助成を受けることができる場合は、当該助成の額を控除した額を記入してください。
- （市区町村名： 、当該市区町村の助成額： 円）
- 6 成年後見人等としての事務を行った期間
年 月 日から 年 月 日までの
月間（1月未満の期間は切上げ）
 - 7 助成金の振込みを希望する口座
金融機関名
口座種類・口座番号
口座名義人（フリガナ）
 - 8 添付書類

私は、添付書類として提出すべき内容について、市において公簿等で確認することを同意します。

申請者氏名

様式第2号（第6条関係）

市川市成年後見人等報酬助成金交付可否決定通知書

年 月 日

様

市川市長

年 月 日付けで申請のあった市川市成年後見人等報酬助成金の交付について、下記のとおり決定したので、通知します。なお、この助成金を当該申請に係る申請書記載の口座に振り込みます。

記

- 1 助成金を交付します。
交付を決定した助成金額

円

- 2 助成金を交付しません。
(理由)

(教示)